平成２９年（フ）第１０３０号
広島市西区南観音町10番８―502号
債務者　行元　　光
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４３号
広島県山県郡北広島町有田593番地１（リヴェルブレＡ202）
債務者　丸山　健吉
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖野　智彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６９号
神戸市東灘区岡本８丁目７番25号　ＬＵＮＡ岡本201号、従前の住所神戸市灘区城の下通３丁目10番６号
債務者　瀬川　晴美
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　完
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８３９号
福岡県筑紫野市紫５丁目１番29号
債務者　砥上　直樹
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　有紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７号
岩手県一関市大東町猿沢字町方28番地１、前住所岩手県北上市柳原町５丁目１番43号　ステーションパーク柳原Ｘ棟202号
債務者　及川　　智
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　宏洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第５７８号
岡山市南区南輝１丁目15番５号
債務者　犬飼　暉郎
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５７９号
岡山市南区南輝１丁目15番５号
債務者　犬飼　　巴
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５２号
岡山市北区高柳西町１番11号　アビタ山本岡山602号
債務者　田村　和久
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飛山　美保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６５号
愛媛県宇和島市住吉町２丁目２番13号
債務者　林　　建一
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　博明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第１２０５号
福岡市東区千早１丁目９番１―1003号
債務者　林　　伸一
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森山　善基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２号
鹿児島県霧島市隼人町住吉56　ネクステージ201、住民票上の住所鹿児島市吉野町5188番地１
債務者　塩屋　政宏
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂田　洋昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第４２号
熊本市中央区保田窪１丁目１番69―902号　リベルテ水前寺北、前住所熊本市北区津浦町３番24号
債務者　桃山　幸喜
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森髙　啓喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３４６号
宮崎市大塚町樋ノ口1987番地４
債務者　小倉　夢花
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩地　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１８８号
青森県八戸市石堂１丁目２番９号
債務者　石藤　美香
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第７２号
さいたま市緑区松木３丁目26番地７
債務者　中島　久明
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石塚　洋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２８６号
大阪市西区南堀江４丁目30番21―801号
債務者　柏原　恭子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳田　聖也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３７９号
大阪府八尾市南本町３丁目４番30号
債務者　山﨑　惠子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹田　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部